

扶養家族が就職したとき…

扶養家族が就職したときの手続き

就職した日(試用期間含む)から シャープ健康保険証は使えません

(就職先の新しい保険証がまだ交付されていなくても、シャープ健康保険証は使えません)



まだ保険証をもらっていないけど 医療機関にかかりたいときは…

いったん窓口で医療費の全額(10割)を支払い、その後、新しく加入した健康保険に領収書を提出して医療費の7割を請求します。

もし、就職してからシャープ健康保険証を使ってしまったときは…

まず、シャープ健康保険組合に医療費の7割を返金し、全額負担したことにします。その後、ご本人が診療報酬明細書(写し)を取り寄せ、新しく加入した健康保険に請求します(振込手数料や郵送料も自己負担となります)。

就職先の保険証が交付されたら…

様式番号71「健康保険被扶養者削除異動届」および「就職先の保険証のコピー(または入社日のわかるもの)」、「シャープ健康保険証」を従業員の方は管轄の総務部に、特例退職被保険者および任意継続被保険者の方は当組合へ提出してください。

整骨院(接骨院)にかかるとき…



2015年に当組合が整骨院(整骨院)に 支払った金額はなんと8,000万円です!

◎整骨院(接骨院)で健康保険証が使えるのは外傷性のケガの直後に限られています。

しかし、請求の中には健康保険の対象とならない肩こりや腰痛を→捻挫や打撲と偽って請求される不適切な請求が一部見受けられます(不適切な場合、後日、返還請求させていただきます)。

このような、不適切な受診は当組合の財政悪化につながり、ひいては健康保険料率の「引き上げ」となり、みなさまにご負担いただくこととなりますので、適正な受診にご協力をお願いします。

◎慢性的な痛みや、からだのメンテナンスに健康保険証は使えません。

★高額な受診や長期受診の場合、健康保険組合から施術内容や負傷の状況を面談し、確認させていただく場合があります。ご協力をお願いします。